

※ _____(下線)が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針（更新）

	令和2年	4月	9日
一部改正	令和2年	4月22日	
一部改正	令和2年	5月22日	
一部改正	令和2年	6月	2日
一部改正	令和2年	6月16日	
一部改正	令和2年	7月	8日
一部改正	令和2年	8月27日	
一部改正	令和2年	10月	9日
一部改正	令和2年	11月12日	
一部改正	令和2年	12月	8日
一部改正	令和3年	1月13日	
一部改正	令和3年	3月	3日
一部改正	令和3年	4月	7日

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

現在、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を宮城県（仙台市）、大阪府（大阪市）、兵庫県（神戸市・西宮市・尼崎市・芦屋市）を対象に実施（4月5日から5月5日）しています。福井県においては、「福井県感染拡大警報」が発令（4月3日から4月16日）されました。

このような中、他県との往来等の行動は依然として注意すべき状況にあり、特に大学では、多くの学生が様々な地域と往来し活動することによる集団感染の発生が危惧されるところです。また、本学学生が、新型コロナウイルス感染症に罹患する事例が発生しています。

これらのことを踏まえ、本学においては感染症対策に万全を期すため、4月7日以降の間、次のことに留意し行動してください。

併せて、感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、誹謗中傷や差別的行為は絶対にしないようにしてください。

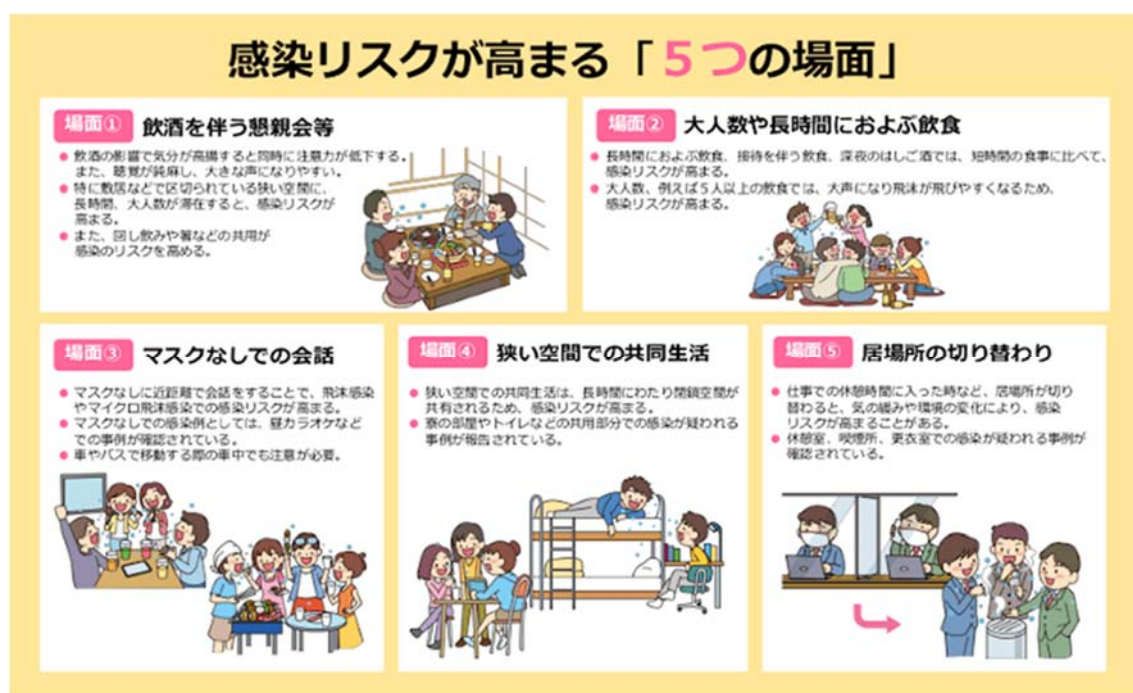
1. 基本方針

- (1) 日常的に、人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空け、マスク着用（咳エチケット）や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の3つの条件（3密）が重なることを徹底的に回避するよう「新しい生活様

式」を心がけて行動する。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

特に、注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる次の5つの場面（新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言）に注意し、以下の具体策に準ずること。



「内閣官房 新型コロナウイルス感染対策 <https://corona.go.jp/proposal/>」より転載

2. 具体策

(1) 勤務上の注意点

○課外活動は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安」で示すレベルの範囲内において活動を可能とし、そのレベルの度合いは感染拡大の状況等により学長が決定することとなっており、本学学生が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、レベル5に引き上げるとしているので、顧問教員等は留意する。今後は、柔軟な対応が必要なことから、学長決定によりレベルの状況を示すものとする。

○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「受診・相談センター」（「帰国者・接触者

相談総合センター」から名称変更) TEL(0776)-20-0795 (電話受付時間 7:00～21:00、時間外は携帯電話対応) に相談する (県外では在住の相談窓口に相談)。また、友人や同居する家族が感染者と診断された場合など、感染者と濃厚接触した疑いがある場合も同様に相談及び連絡する。

- 罹患者及び濃厚接触者になった場合には、「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応」(eOffice「お知らせ」に掲載)により、所属長等へ連絡すること。
- 関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を推奨する。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び対面での会議を開催する場合は、マスクの着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じる。
- 世界各国及び日本国内において感染者数や死亡者数が増加していることから出張等は自粛する。特に海外への渡航については、危険情報レベルに関わらず禁止する。
やむを得ず、海外から帰国したとき及び継続して感染者が発生している地域から福井県に移動した場合は、移動後2週間は体調管理を行う。体調の変化があった場合は、職場に連絡し、必要な対応を行う。
- 生協食堂での昼食については、手指衛生(手指消毒又は手洗い)を徹底し、食堂内での会話を控える、飲食後は速やかに退店する等の3密の回避等、生協の指示に従う。また、生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、研究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。
- 部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

(2) 日常の注意点

- 学内外を問わず、人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本学職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。
- 手指衛生(手指消毒又は手洗い)・マスク着用(咳エチケット)を励行し、感染症の予防と健康管理に十分努める。
- 人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、近距離での会話や大声での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクやフェイスガード等の装着を励行する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を積極的に活用する。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 商業施設利用の際には、「感染防止徹底宣言」ステッカー掲示店舗の利用を推進する。なお、一堂に会して飲食を行う会食等は、本学においても濃厚接触者や罹患者となる事例も発生しているため、当分の間、自粛する。

- 他県との往来は、慎重に判断し、やむを得ず往来する場合は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、用務場所以外の施設（特に全国的にクラスターが発生しているような施設）に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。併せて、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域との不要不急の往来（冠婚葬祭など真に必要で急を要するものは除く）は控える。
- 毎日決めた時間に検温し、記録して健康観察を行う。健康チェック表は各自で保管し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。
- 万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去（特に直近2週間）の行動が重要であり、保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。

【問合せ・連絡先】

総務部総務課総務担当

TEL : 0776-27-8936

E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp